

財務省告示第四百五十二号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を
 購入
 消却したので、その国債の名称等を別表のと
 おり
 告示する。

平成十六年十月十三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 （十年）	国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	額面金額の 買入価格
	第百八十二回					
	平成十六年 九月十四日					
	万三百四十 円	万三百四十 円	百円			